

10月から「子ども手当」が変わります

10月から子ども手当特別措置法が施行され、支給要件が変更になりました。手当額は左記のとおりですが、他の要件については、後日通知する書類にてご確認ください。

対象年齢	(改正後)	(改正前)
0歳～3歳未満 (一律)	15,000円	13,000円 (一律)
3歳～小学校修了前 (第1子、第2子)	10,000円	
3歳～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円	
中学校終了まで (一律)	10,000円	

◆支給対象・手当額(月額)

◆必要な手続き

10月分からの手当の受給対象となるお子様をお持ちの方は、認定請求手続きが必要になります。申請書は10月中旬ごろ発送予定です。公務員の方は勤務先へ申請が必ず要です。

※平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受給することができます。(10月～1月分の支給日は、平成24年2月15日の予定です。)

◆ご注意ください！

10月以降の出生や他の市区町村からの転入等に基づく申請は、お子様の出生日や前住所地よりの転出予定日から15日以内の申請が必要です。(申請が遅れると支給開始月が遅れます。)

【問合せ】小 ども手当

担当 渡邊・福地

☎73-8821

小城市成人式開催のご案内

平成24年成人式を開催します。

◆日時 平成24年1月8日(日)

受付12時/開式12時30分

◆場所 左記の4会場

◆対象者 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方で小城市に住民登録のある方

※小城市に住民登録のある方(平成23年11月1日現在)については、12月上旬に案内通知を送付します。

《市外にお住まいの方へ》

以前に小城市内の学校に在籍又は卒業された方で参加を希望される方は事前の申込みが必要です。

◆申込方法

成人式参加申込書を参加希望会場連絡先の公民館へ提出してください。

申込書は各公民館に備えつけているほか、市ホームページからダウンロードできます。

※参加できる会場は1会場のみです。

◆申込期限 11月25日(金)

会場名	場所	連絡先
小城会場	小城公民館 (3階ホール)	小城公民館 ☎73-3215
三日月会場	小城市生涯学習センター 「ドゥイング三日月」(多目的ホール)	三日月公民館 ☎72-1616
牛津会場	小城市 議会棟 (議場)	牛津公民館 ☎63-8813
芦刈会場	芦刈保健福祉センター 「ひまわり」(集団指導室)	芦刈公民館 ☎63-8835

市のホームページから
成人式 で検索！



中心市街地まちづくり活動提案募集!

市では、中心市街地の活性化を目的とした、市民の皆さんが自主的、主体的に取り組むまちづくり活動に対して支援を行っています。

◆支援対象エリア

認定中心市街地活性化基本計画に定められた区域

(小城町須賀神社～小城駅前周辺)

◆対象となる取組み

- ・地域活性化イベント
- ・生活環境の保全、美化活動
- ・地域間交流活動
- ・人材育成活動

【取組み事例】



歩道等の公共空間へのフラワーポットの設置

◆対象団体

- ・自治会
- ・ボランティア団体
- ・NPO法人等

◆補助内容

- ・補助金額 対象経費の80%以内(千円未満切り捨て、上限10万円)
- ※ただし、予算の範囲内で補助します。

◆応募方法

- ・補助団体数 3団体程度
- 活動計画書や予算等の書類を提出していただく必要があります。
- 詳しくはお問合せください。
- ※申請書は小城市ホームページからダウンロードできます。

◆応募期限 10月31日(月)

◆補助の決定

補助の可否と金額については、まちづくり活動支援事業審査委員会による書類審査等の結果により決定します。

【問合せ・応募先】

(おぎ元気館内)

中心市街地活性化推進室

担当 永淵・江頭

☎73-8835

市のホームページから
「まちづくり活動」で検索!

パパママ教室のご案内

夫婦で楽しく参加できる教室を開催します。パパとママになるための準備を一緒に始めませんか。

◆日時 11月20日(日)

9時30分～12時

◆場所 小城保健福祉センター

〔桜楽館〕

◆対象者

妊婦とその夫(先着30人)

※対象者へは個人通知をしますの
で希望される方は申込みください。

◆内容 妊婦体験服実習、
歯科健診・歯科講話等



教室時の妊婦体験実習の様子

【問合せ・申込み】

③健康増進課

担当 古賀・小林

☎73-8822

小城市が健康増進事業で県内で第1位!

県内全20市町が取組んでいる健康増進事業取組状況のランキングで、平成22年度の小城市における取組状況が優れているとの評価を頂き、県内で第1位という結果でした。

今回の評価は、健康づくり事業の実施状況、がん検診の受診率、定期予防接種の接種率などの36項目を対象に実施されたものです。

今後も事業の充実を図り、市民

の皆さんと共に健康なまちづくりを目指していききたいと思います。



【問合せ】③健康増進課

担当 森永・今泉

☎73-8822

「野焼き」は禁止されています

最近、野焼き（野外焼却）に対する苦情が多く寄せられています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、**罰則対象となる場合があります**。一部例外として、枯れ草や庭木の剪定くず等の焼却は認められています。一部例外として、枯れ草や庭木の剪定くず等の焼却は認められています。一部例外として、枯れ草や庭木の剪定くず等の焼却は認められています。一部例外として、枯れ草や庭木の剪定くず等の焼却は認められています。

き等に十分注意し、焼却が終わるまで絶対にその場を離れないでください。

また、これからの時期は空気が乾燥し、火災を招く危険性も高くなります。出来るだけ焼却はせず、市の収集方法に従い、出していただくようお願いいたします。

【問合せ】**小**環境課

担当 山口・福元

☎73-8803

お子さまが小学校へ入学される保護者の方へ



市教育委員会では、平成24年4月に小学校へ入学する子どもの心身の状態を的確に把握するため、健康診断を行います。「就学時の健康診断」を忘れずにご受けまじょう。

健康診断の詳細（時間・場所等）は、保護者の方へ通知します。

学校名	実施日
晴田小学校	10月13日(木)
芦川小学校	10月17日(月)
砥川小学校	10月19日(水)
三里小学校	10月20日(木)
牛津小学校	10月20日(木)
岩松小学校	10月26日(水)
桜岡小学校	10月27日(木)
三日月小学校	10月27日(木)

【問合せ】**小**学校教育課

担当 辻田・北川

☎73-8807

合併浄化槽補助金制度をご存知ですか？

市内で公共下水道及び農業集落排水事業の認可区域外の区域における合併浄化槽の新設工事費、又は、くみ取りトイレや単独処理浄化槽から合併浄化槽への切替工事費に対して補助金を交付しています。対象区域、交付金額等については、お問合せください。

なお、平成23年度における予算範囲内の残基数及び受付締切は次のとおりです。

◆残基数（9月20日現在）

28基（5〜10人槽）

◆受付締切 12月28日（水）

浄化槽を使用の方へお願い

浄化槽は微生物の働きで汚れた水をきれいにしますので、使用上の注意を守り、適正な維持管理を行います。

◆使用上の注意

- ・トイレにはトイレットペーパー以外の異物は流さない
- ・便器の掃除には微生物に影響する薬剤を使用しない

- ・台所からの天ぷら油などは流さない
- ・ブロワーの電源は切らない

◆定期的な維持管理

- ・保守点検 浄化槽の保守点検（補修や消毒剤の補給など）は専門的な知識が必要です。浄化槽保守点検業者に委託してください。
- ・清掃 浄化槽の汚泥の抜き取り

は浄化槽清掃業者が行いますので年1回ほど許可業者に委託してください。

・法定検査 年1回ほど浄化槽の機能が正常に維持されているか確認するため県の指定検査機関である財団法人佐賀県環境科学検査協会の検査を受けてください。

【点検の問合せ】

佐賀県浄化槽普及促進協議会

（佐賀県下水道課）

☎25-7185

【問合せ】**水**下水道課

担当 上野・千綿

☎63-8827